

第 14 回福津市農業委員会総会議事録

開催日時：令和 7 年 2 月 5 日 午前 9 時 30 分から

開催場所：福津市役所別館ホール

出席者：農業委員 10 名、推進委員 9 名、事務局 2 名

欠席者：農業委員 1 名、推進委員 1 名

議事録署名委員：農業委員 2 名

発言者	内容
局長	只今から第 14 回福津市農業委員会総会を開会いたします。 本日の総会は、農業委員 1 名欠席で 10 名の出席です。 よって、福津市農業委員会会議規程第 10 条の定数に達しておりますので、本会議は成立しております事をご報告申し上げます。では、会長ご挨拶をお願いいたします。
会長	<会長挨拶>
局長	続きまして、会議規程第 8 条の規定により、会長へ本総会における議長の就任をお願いしたいと思います。
議長	それでは、会議規程第 44 条による本日の議事録署名委員は、11 番、3 番の委員をお願いいたします。本日の議案は先に配布しておりました、日程第 1 議案第 97 号から日程第 9 議案第 105 号の審議をお願いいたします。なお、発言につきましては挙手の後、自己の番号と氏名を告げをお願いいたします。また採決は、農業委員のみとなります。 それでは、日程第 1 議案第 97 号農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 1 について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	地元委員欠席のため、事務局から説明をお願いします。
事務局	親族間の農地の売買です。申請地は譲受人の自宅の前です。譲受人は前農業委員で土地利用型農業を行われており米、麦を栽培されています。申請地でも、米、麦を栽培されます。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。

事務局 担当委員	質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。 次に、日程第 1 議案第 97 号農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 2 について、事務局の提案をお願いします。
議長	〈議案朗読〉 譲受人は、米、ハウス野菜、露地野菜等、多くの農作物を栽培されております。申請地は、以前から譲受人が借りて耕作されていた農地です。自宅からも近く、周囲にも農地を持たれております。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。 次に、日程第 1 議案第 97 号農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 3 について、事務局の提案をお願いします。
事務局 担当委員	〈議案朗読〉 申請地は畦町と八並の間の山間部の段々畑です。譲受人が、購入し露地野菜や果樹を栽培したいとの熱心な説明をして頂きました。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可といたします。 それでは、日程第 2 議案第 98 号農地法第 5 条の規定による許可申請の番号 1 について、事務局の提案をお願いします。
事務局 担当委員	〈議案朗読〉 5 件の宅地分譲です。上下水は南側の市道の公共のものへ繋ぎ込み、雨水も南側の道路側溝へ排水されます。
事務局	土地代、造成費を上回る預金残高証明書を添付して、資金計画書を提出いただいております。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。 次に、日程第 2 議案第 98 号農地法第 5 条の規定による許可申請の番号 2 について、

事務局	事務局の提案をお願いします。
担当委員	〈議案朗読〉 乗馬クラブの建設です。西側に放牧地、東側に進入路、畜舎、事務所等の施設を建築されます。道路側の 2m程度は市の土地です。消火栓を中央に作られます。雨水は自然流下、水路放流、給水は地下水汲み上げ、汚水、雑排水は汲取りです。
事務局	土地代、造成費、建築費を上回る預金残高証明書と融資証明書を添付して、資金計画書を提出いただいております。次の議案第 99 号農地法第 3 条の規定による許可の取下げ報告が出ておりますが、少しずつ施設を造る計画から事業計画が早まり、今回の申請に至っております。3,000 m²を超える申請ですので、県常設審議委員会の意見を付けて、県へ進達いたします。間を通る里道、前面の市有地については、事前協議を進めておられ、許可後に付け替え、占用の申請をされます。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。
農業委員	他の法令とは、同時許可になるのでしょうか。
事務局	一般的には建築基準法に伴うものは同時許可です。今回の申請地では、事前協議をされた上でこの申請をされており、農転許可後に市へ里道の付け替えや占用の申請をされ許可を受けられます。
議長	他にご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。 次に、日程第 2 議案第 98 号農地法第 5 条の規定による許可申請の番号 3 について、事務局の提案をお願いします。
事務局	〈議案朗読〉
議長	地元委員欠席のため、事務局から説明をお願いします。
事務局	申請は 1 宅地の宅地分譲ですが、状況により将来、2 宅地の分譲も考えておられます。 筆界未定の土地ですが、県に確認し、全体が確定していれば申請できるとの確認を取っております。昨年まで宅地に家が建っており、上下水は西側の宅地から市道の公共のものへ既に繋ぎ込まれています。雨水は水路放流です。土地代を上回る融資証明書を添付して、資金計画書を提出いただいております。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手を

事務局 議長	お願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。 (日程第 3 議案第 99 号は、日程第 2 議案第 98 号番号 2 で説明したため省略) 続きまして、日程第 4 議案第 100 号農地移動適正化あっせん事業相手方選定について、事務局の提案をお願いします。
事務局 議長	<議案朗読> あっせんの申出です。2 名のあっせん委員の選出が必要です。地区を考慮して、今回は 3 番、18 番の委員をお願いします。後日、事務局から日程調整と詳細説明をいたします。
事務局 議長	続きまして、日程第 5 議案第 101 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出報告(相続等の届出)について、事務局の説明をお願いします。 <議案朗読> 相続等の届出です。
事務局 議長	続きまして、日程第 6 議案第 102 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出報告について、事務局の説明をお願いします。 <議案朗読> 5 条の届出です。ご確認をお願いします。
事務局 議長	続きまして、日程第 7 議案第 103 号農業用付帯設備に係る行為の届出報告について、事務局の説明をお願いします。 <議案朗読> 農業用付帯設備の届出です。ご確認をお願いします。
事務局 議長	続きまして、日程第 8 議案第 104 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局から説明をお願いします。 <議案朗読> 合意解約の報告です。ご確認をお願いします。
事務局 議長	続きまして、日程第 9 議案第 105 号福津市農用地利用集積化計画の策定について、事務局から提案をお願いします。 <議案朗読> 農用地利用集積化計画の策定です。
事務局 議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 基盤強化法に基づき農業委員会の同意が必要です。質問が無いようですので、採決

事務局 局長	に移ります。この件について同意される方は挙手をお願いいたします。全員同意ということで担当課へは、特に意見無しと回答します。 以上で議案の審議はすべて終わりました。 (事務連絡等) 以上を持ちまして第 14 回福津市農業委員会総会を閉会します。 上記の議事録に相違ないことを確認いたしました。 福津市農業委員会 会長
-------------------	---